

2014年11月10日
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 田辺 有輝

モンゴル国フルメン風力発電事業
(協力準備調査(有償PPP))
スコーピング案に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2014年10月3日(金)14:04～15:37
- ・場所：JICA本部(111会議室)
- ・ワーキンググループ委員：作本委員、清水谷委員、田辺委員、二宮委員、石田委員(石田委員はメール審議にて参加)
- ・議題：モンゴル国フルメン風力発電事業に係るスコーピング案についての助言案作成
- ・配布資料：モンゴル国フルメン風力発電事業に係るスコーピング案事前配布資料
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)

全体会合(第53回委員会)

- ・日時：2014年11月7日(金)14:30～18:02
- ・場所：JICA本部(会議室：1階113会議室)

上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

助言

全体事項

1. 環境管理計画およびモニタリング計画の策定に当たっては、関係する各主体の関係性と責任主体の役割を明確にして図示し、PDCAによる問題解決の手順を明示すること。
2. ベースラインの状況に関して、動植物（Fauna & Flora）・鳥類（渡り鳥を含む）についての説明を加えDFRに記載すること。
3. 国内の電力需要、供給可能体制、売電を含めた再生可能エネルギー推進のマスタープランの記載を行うこと。
4. 遊牧民の季節的な定住状況について、規模、定住箇所の数、人数、家屋、家族構成、生計などの社会経済情報を表として整理すること。

代替案の検討

5. 南ゴビ地域は広大な地域であるが、代替案検討において、事業地の候補がArea 1～3に限定された根拠をDFRに記載すること。
6. 代替案検討において、砂嵐による砂の堆積リスクに関しても検討材料の一つとすること。
7. WTG（Wind Turbine Generator）の代替案比較において、他の代替案比較と同じように、Technical、Economic及びEnvironmental and Socialに整理して比較すること。
8. アクセス道路の代替案比較における「Environment and Social」に関する表現に関して、影響を受ける対象を明記した上で影響を確認すること。

スコーピング・マトリックス

9. メンテナンスに関して、砂塵等の吹き込みが設備や発電機能に影響を及ぼすことに対応する対策を検討しDFRに記載すること。
10. スコーピング・マトリックスに関して、WTG（Wind Turbine Generator）とアクセス道路とを分けて、整理すること。
11. 送電線と変電所に共通するまたは共通しない環境社会影響については、スコーピング・マトリックスの中で区別して、DFRに記載すること。

環境配慮

12. 井戸水、地下水の賦存量及び利用量について、入手可能な既存情報データのレビューと遊牧民に直接インタビューすることで把握し、DFRに記載すること。
13. ベースライン調査により、渡り鳥が風力発電施設計画地の周辺を通過することを含め、鳥類が当該事業により何らかの影響が及ぼされると推測された場合は、バードストライク発生の回避措置等、影響ごとに影響低減措置の案をDFRに記載すること。

社会配慮

14. 冬季に家畜を避難させるためのシェルターの移転を伴う場合は、代替地における気温低下の影響を考慮すること。
15. 事業周辺に居住している遊牧民の春期、冬期の居住地の「actual location」の把握に加えて、遊牧民の過去の居住地と将来に居住する可能性のある地域も含めて調査し、DFR に記載すること。
16. 遊牧民への補償、生計回復策を検討する際には、調査時点の居住地だけでなく、過去の居住実態や将来の生計への制約の可能性等を踏まえた調査を実施し、DFR に具体的に記載すること。
17. 本事業が遊牧民の生活に与える影響とその緩和策については、対象者への丁寧な聞き取りを基に検討し、供用後にも必要に応じて対象者との対話を継続して逐次改善できる体制を整えること。
18. アクセス道路（特に Wind Turbine Generator 建設時）に関する影響評価のため、沿線の住民を把握し、騒音（健康被害）に対する影響と交通事故に対する影響を評価し、必要に応じて対策を検討すること。
19. 遊牧民の生活様式、資源管理を含めた生計の様式を詳しく調査し、DFR に記載すること。

ステークホルダー協議・情報公開

20. 遊牧民を重要なステークホルダーとして捉え、できる限り彼らの生活を脅かさない方策を捻出するために彼らとの十分な対話を行うことが必要である。よってステークホルダー協議の開催場所や時期については、遊牧民の生活パターンを踏まえて、対象者が等しく参加の機会を得られるよう十分配慮すること。その際、特に以下の点に留意すること。
 - ▶ 遊牧民との対話の期間、時間を増やしてできる限り彼らの生活を把握すること。
 - ▶ 遊牧民が参加できる時期、場所、方法を選んで協議をおこなうこと。
21. 特に遊牧民に関わる土地の所有（利用）制度について調査を行い、DFR に記載すること。

以 上